○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

神流町（次の図に示す部分に限る。）

(4)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

神流町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小川字小沢七八三の一、七八三の九七、七八三の九八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町内ケ谷字下平三〇の二三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下平三〇の二三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○経済産業省告示第百七十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年八月十九日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	
5096	株式会社エレテック	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目五番十三号	平成二十三年六月二十九日から平成二十四年六月二十八日まで	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5097	株式会社アイ・ピー・ジー・アイ	東京都渋谷区渋谷一丁目三番九号東海堂渋谷ビル	平成二十三年七月四日から平成二十四年七月三日まで	
5098	株式会社ナウシス	愛媛県今治市常盤町四丁目一番地一	平成二十三年七月十四日から平成二十四年七月十三日まで	
5099	株式会社オフィス設計	東京都港区六本木一丁目六番地一号泉ガーデンタワー三十四階	平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日まで	

○国土交通省告示第八百四十一号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

工区番号

001―16―1、001―21、002―22―3、002―38、004―02―1、005―33―4、008―25―3、210―142―1、240―50

○国土交通省告示第八百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百五十七号で指定した同号二十八に掲げる土地の区域及び第三千九百三十一号で指定した同号七の土地の区域を除く）

宮城県栗原市栗駒沼倉字栗駒岳国有林

一三林班　ち2小班　一号及び二号

ほ小班　三号及び四号

一〇林班　は小班　五号から十三号まで

い小班　十四号から四十五号まで

ろ小班　四十六号から四十九号まで

に1小班　五十号から八十号まで

ち小班　八十一号から九十二号まで

ろ小班　九十三号から九十八号まで

い3小班　九十九号から百十四号まで

り小班　百十五号から百二十二号まで

九林班　い1小班　百二十三号

裏沢川